

# 韓国における裁判外紛争解決手段

Kyung-Han Sohn

Aram International 法律事務所

## I. 序論

### A. 韓国における ADR の歴史的発展

韓国における裁判外紛争解決手段（「ADR」）は、国際商取引や専門分野での国内取引が増大するにつれて、その紛争解決において人気が高まっている。つまり、発生する紛争の数と種類が、相関して増加するのは避けがたい。訴訟費用が増加し、時間的遅れが訴訟当事者に負担をかけ続けるにつれ、裁判手続よりも迅速かつ廉価で紛争を解決するための、より形式的でなくより複雑でない手段として作られた ADR が、紛争解決の重要な手段とみなされている。さらに、専門化、グローバル化、国際化およびデジタル化によって特徴付けられる、急速かつ連続的な変化により、紛争を可能な限り迅速かつ効率的に解決することが、ますます重要になっている。

現代の国際貿易に適用される商事仲裁という慣行は最近の現象である。1966年に公布された韓国仲裁法は、民事訴訟法とは別個の独立した文書である。仲裁法の制定に加えて、韓国は1973年に、「外国仲裁判断の承認および執行に関する国連条約」に加盟した。韓国商事仲裁協会（「KCAA」）は1973年に設立され、1980年、その名称を韓国商事仲裁委員会（「KCAB」）に変えた。KCABは韓国最高裁の許可と承認の下に、仲裁規則（「規則」）を設定した。1999年、韓国はUNCITRALモデル法を採用するため、仲裁法を大幅に改正した。

仲裁に関して韓国では、裁判所付属の調停および法定の調停が長く利用されてきた。どちらの手続も、裁判所で問題の裁決をする前に、司法的あるいは行政的に、紛争当事者に調停に付することを要求する。著作権審議調停委員会や電子商取引調停委員会など、韓国はさまざまな調停委員会を設置してきた。これらの司法的および行政的に推進されてきた調停は、韓国のADR制度の特徴である。

### B. ADR の定義

他の国と同様に、韓国で裁判外紛争解決手段は、法廷外で紛争解決する任意の手段を意味する。ADRには一般に、仲裁、調停（mediation / conciliation）および相談（consultation）等が含まれる。韓国において最も一般的なADRの形態とは、仲裁と調停（mediation）である。仲裁においては、両当事者間に仲裁契約が存在していなければならない。韓国では仲裁は長く国際貿易紛争で利用されてきたが、最近では、建設や技術関連の紛争など、国内企業間での紛争で人気を得ている。一方調停は、調停により紛争を解決するという事前の合意がない場

合でも、交渉による意見の相違の解決に達する過程で、調停人が紛争当事者を補佐するというプロセスである。

## 1. 調停と仲裁の違い

仲裁は一般に、紛争当事者が指名する仲裁人の決定により紛争を解決する法的手続として定義される。紛争当事者は仲裁判断の結果に拘束される。いったん仲裁判断が下されたら、裁判上の和解の効力を有し韓国内でそのまま執行力をもつ。

一方、調停に関しては、紛争を調停で解決するとの両当事者間の合意は要求されない。調停における調停人の役割は、主としてオープンなコミュニケーションを奨励し、紛争当事者が紛争と合意の具体的な分野を特定し、最終的には交渉による和解に達するのを助けることである。したがって、調停でなされる両当事者間の和解契約はすぐには執行できず、契約を執行するには、実体的事項についての審理後の裁判所による通常の判決が必要とされる。

韓国では、政府機関によって調停手続が制度化されている「法定の調停（conciliation）」と呼ばれるものがある。一般の調停（mediation）と法定の調停の違いは、執行手続にある。法定の調停でなされた和解契約は、裁判上の和解と同じ効力を有するが、一般の調停でなされる合意はかかる効力をもたない。

## 2. 訴訟と仲裁の比較

他の多くの国と同様に、韓国における仲裁と訴訟手続の基本的な違いは、その執行メカニズムにある。KCABはその設立以来、韓国における仲裁手続の大部分を扱ってきた。仲裁手続は韓国で制度化されており、KCABが下す仲裁判断は、完全に執行可能な裁判所による判決と類似なものである。しかし、仲裁には、裁定の過程で生じる遅れや費用など裁判手続に付随する形式なしで、裁判所へ行くのと同じ効力をもつ結果をもたらすという利点がある。さらに、裁判官が訴訟プロセスを監督し支配する審理とは異なり、仲裁の両当事者はかかる裁判上の形式からは独立しており、当事者は自身のための仲裁地や仲裁人を選ぶことができ、自身の具体的な必要性を満たすように仲裁手続を作り出すこともできる。

しかし、裁判所が下す判決は自動的に執行力をもつのに対して、仲裁判断が執行されるためには、裁判官が別個に執行命令を下さなければならない。

## II. 韓国における ADR の種類

### A. 裁判所付属の調停

上記の法定の調停も裁判所付属の調停も、韓国で広く利用されてきた。裁判所付属の調停は、当事者の申立てまたは、訴訟担当の裁判官による回付によって開始される手続である。歴史的に、裁判所付属の調停は、家庭問題と家屋の賃貸から生じる紛争のみに対して課されていた。しかし 1990 年の、民事調停法（「CCA」）という、より一般的な法律の制定とともに、すべての種類の民事紛争が、裁判所付属の調停の下に組み入れられた。

#### B. 仲裁

仲裁は、韓国で一般的に利用されている ADR の 1 つである。KCAB は韓国で最も人気のある仲裁機関である。

#### C. 調停（mediation）

調停は、両当事者間に ADR で紛争を解決するとの契約がない場合でも、当事者によって要請されうる。韓国ではこれは、両当事者に政府機関の支援により紛争を解決することを奨励する、実質的に無料の行政プロセスである。

#### D. 法定の調停（conciliation）

法定の調停とは一般に、制定法が調停手続を制度化している場合の調停である。手続上、もし両当事者間で調停が成功したら、その和解契約は裁判上の和解としての効力を有する。

### III. ADR 機関

#### A. 裁判所付属の調停

調停手続を踏むことを要求される主たる紛争は、民事事件と家事事件である。2001 年の司法年次報告書によれば、裁判所付属の調停委員会（conciliation committees）により審理された紛争は、申請が約 16,801 件であり、そのうち 6,717 件が調停に成功した。残りは却下されたか、調停が失敗に終わった。調停となった裁判所が審理した紛争は、申請が 50,797 件で、そのうち 26,297 件が調停に成功した。法定の調停に一般に付随する費用は、民事訴訟印紙税法の第 2 条と第 14 条で定められている数字に基づき計算される。

#### B. 韓国商事仲裁委員会

現在、KCAB の仲裁人パネルには、合計 1,019 人の仲裁人がいる。KCAB のパネルに現在所属している仲裁人は、韓国や外国の弁護士、学者、実業家、およびその他の資格をもつ専門家であり、大多数は法曹界（19.6%）、学界（25%）および実業界（26.4%）出身である。

#### C. 電子商取引調停委員会

電子商取引調停委員会（「ECMC」）は、電子商取引のすべての紛争の調停のために、電子商取引基本法に関する枠組法に基づき設立された。

ECMC の主たる特徴の 1 つは、調停プロセスが、特定の場所でも、あるいはリアルタイムでのチャットなど、コンピューターを通じて電子的にも（「サイバー審理」）行えるということである。調停プロセスへの申立および決定は、それぞれ、電子的に提出しあるいは下すことができる。証拠のみが物理的に提出される必要がある。調停を通じて下される決定は、裁判外の手段を通じて下されるので、当事者間の和解の効力をもつ。

現在、ECMC の調停人パネルには、合計 49 人の調停人が働いている。このパネルは、弁護士、特許弁護士、専門家、教授および消費者保護分野の関係者から構成されている。

#### D. その他の法定の調停委員会

##### 1. 消費者紛争解決委員会

消費者紛争解決委員会（「CDSC」）は、消費者保護法（「CPA」）第 34 条に基づき韓国消費者保護委員会（「KCPB」）内に設置された。CDSC は消費者関連紛争を調停する権限をもつ。下された調停の判断は、裁判上の和解と同じ効力をもつ（CPA 第 45 条）。CDSC は KCPB 委員長の提案に基づき金融経済省によって指名された約 30 人のメンバーから構成されている。

##### 2. 知的財産紛争のための ADR 機関

著作権審議調停委員会（「CDCC」）は、著作権や、著作権法の下で保護される権利などの権利に関する紛争を審議し調停するために、著作権法第 81 条に基づき設立された。この範疇の中で特に調停に適切な紛争は、著作者の人格権、財産権、隣接権および報酬に関するものである。またソフトウェアの紛争に関しては、コンピューター・プログラム審議調停委員会（「CPDMC」）が、コンピューター・プログラム保護法（「CPPA」）に基づき、中でも韓国のコンピューター・プログラムに関係する紛争を審理し調停する権限をもつ。

##### 3. 金融紛争調停委員会

金融紛争調停委員会は、金融監視機関の設置に関する法律第 55 条に基づき、銀行法、保険事業法および証券取引法に基づくものを含む、金融取引における紛争を審理するために、金融監視委員会（「FSC」）の管轄下に設置された。

## IV. 解決プロセス

### A. 裁判所付属の調停

裁判所付属の調停の下では、裁判官は、自身で調停手続を実施するか、自身およびその他の 2 名の裁判官ではない者から構成される調停委員会に回付する。かかる調停で得られる和解裁定は、そのまま執行力をもつ裁判上の和解と同じ効力を有する。

CCA 第 21 条第 1 項に基づき、調停にとって特に必要であるとみなされる場合には、調停の裁判官は一方当事者の申立を受けて、調停手続が始まる前に、相手方当事者または関係するその他の者に、現状を変えないまたは物品を処分しないよう命じることができ、また、調停の目的を達成することを不可能にするまたは著しく困難にするその他の行為を禁じることができる。

調停が失敗した場合には、裁判官は調停和解裁定を下すことができる。その裁定を受け入れない当事者は、裁定が両当事者に送達された日から 2 週間以内に異議申立をしなければならない。当事者が異議を申立てた場合、事件は法廷で審理され判決が下される。異議申立がなされなかった場合には、和解裁定は最終的なものとなる。

### B. 韓国商事仲裁委員会

#### 1. 仲裁手続

紛争が実際に発生した場合、仲裁を求める陳述書を KCAB に提出しなければならない。紛争の両当事者が仲裁人を指名し審理が行われる。仲裁終了時に仲裁人は、完全な執行力をもつ裁判所の確定判決と同じ効力を有する仲裁判断を下す。仲裁判断に対する異議は、当事者が適格に認証された仲裁判断を受け取ってから 3 カ月以内に、裁判所へ仲裁判断の取り消しを求める申立てをすることによってのみ認められる。

#### 2. 仲裁から調停へ

当事者は、KCAB 仲裁規則 18 に基づき、その請求を最初に調停に付すことができる。仲裁人は仲裁人が指名されてから 30 日以内に調停手続を完了させなければならない。しかし、両当事者は相互の合意によりこの期間を延長することができる。

#### 3. 調停から仲裁へ

調停が失敗した場合、仲裁手続が始まる。紛争を調停した仲裁人が仲裁人として留まる。

## C. 電子商取引調停委員会

### 1. 調停プロセス

ECMC は紛争当事者に接触し、両当事者が合意できる合意点を示唆する。紛争当事者が合意できなかった場合、またはいずれかの当事者から要請があった場合には、委員会は 1 名から 3 名のメンバーからなる調停パネルを設置し、適切な解決策を当事者に勧告する。調停による和解は、調停の申立がなされた日から 45 日以内にできなければならない。和解契約は、裁判所の判決なしでは執行できない、当事者間の和解と同じ効力である。

### 2. 仲裁から調停へ

今のところ、そのようなケースはない。

### 3. 調停から仲裁へ

両当事者が、調停前または調停中にその紛争を仲裁に付すると合意した場合、両当事者は調停人を、その紛争の仲裁人にさせることができる。

## V. 裁判所との関係

### A. 調停先行制度

裁判所付属の ADR に関する議論と同様、韓国の幾つかの法律は、裁判制度に依拠する前に請求者がその紛争または請求を調停に付すことを要求する、調停前置の制度を実施している。かかる例の 1 つは、家事訴訟法である。同法は、裁判官がその裁量で問題を調停に付するか、当事者が調停を申立ることを認める。かかる申立が却下された場合には訴訟に進むことができる。

### B. 仲裁への回付

仲裁契約の当事者が訴訟を提起した場合、裁判所はその事件を停止ではなく却下する。したがって、裁判所による仲裁への回付は認められない。

### C. 調停への回付

CCA 第 6 条によれば、訴訟を担当する裁判所は、必要であるとみなされる場合、係属中の事件を裁定により調停に付すことができる。上訴裁判所の判事も事件を調停に付すことができる。

## VI. ADR に対する裁判所の支援

### A. 時効

仲裁の申立による時効の進行停止の問題を規律する特別の規定はない。しかし、暫定的差止命令や暫定的差押えなどの暫定的措置は、韓国民法の下では時効の進行を停止させる。

民事調停に関しては、CCA 第 35 条が、調停の申立の提出は時効の進行停止の効果をもつと定める。

### B. ADR の決定の執行

和解判断の執行は、関係する ADR の種類に依存する。たとえば仲裁判断は、裁判所の確定判決と同様の執行力を持ち、裁判権をもつ裁判所から、事実審理の後に執行判決を得ることにより、裁判所により執行される。CCA に基づく裁判所付属の調停は、裁判所の和解と同じ効力をもつ。ECMC 調停は、調停の提案が紛争当事者に受け入れられた場合には民法に基づく和解契約と同じ効力を持ち、事実審理の後に裁判所が下す正規の判決がなければ、すぐには執行されない。

### C. 証拠調べ

仲裁廷は自身の発議で、または当事者の要請に基づき、証拠調べにおいて裁判権をもつ裁判所の支援を要請することができる。仲裁法第 28 条の一部で定められている。その際、裁判所記録に記載すべき事項および調査に必要なその他の事項を指定することもできる。

裁判所付属の調停に関しては、裁判官が当事者の請求またはその件に関して調停に利害関係を持ついずれかの者を審理し、事実および証拠の調査が必要であるとみなした場合には、その裁判官は適切な手段でそうすることができる。<sup>1</sup>

## VII. 仲裁人および調停人の選出と研修

### A. 資格

KCAB の基準では、外国人を含むいかなる者も、法律によって特に不適格とされていない限り仲裁人となる資格がある。KCAB は契約の規定に基づき、また「徳のある判断」を下すことのできる者の選出において事務局が推薦する候補者の中から、仲裁廷メンバーを指名する。

---

<sup>1</sup> CCA 第 22 条

商工エネルギー省長官は、ECMC の調停人を指名する。ECMC の基準によれば、調停人は電子商取引について専門知識をもち、消費者事業の経営陣または社会組織のメンバーでなければならない。また調停人は弁護士や公認会計士など、専門家としての一定の資格ももっていないなければならない。

## B. 選出と研修

大部分の ADR 機関は、弁護士、学者および仲裁、調停またはその他の関連分野に経験をもつその他の専門家を含む、高度な資格をもつ者を選出している。また ADR 機関は仲裁人や調停人の質を高めるため、必要に応じて教育プログラムおよびワークショップを用意している。

## VIII. 結論

すでに述べたように、韓国でもっとも幅広く利用されている 2 種類の ADR は、仲裁、そして裁判所付属または法定という形式の調停である。

韓国では、調停制度は、CCA に基づく裁判所付属の調停手続などの司法上の調停と、政府機関が管理する法定の調停などの非司法的調停に分類できる。

KCAB の設立とともに、大部分の仲裁手続は仲裁規則および仲裁法に基づき KCAB によって実施される。さらに KCAB は、非商事紛争と比較して不釣り合いなほど多数の国際的な商事紛争を扱っている。これは、各商業契約に仲裁条項などの紛争解決条項を挿入することが、韓国での取引にまだ広まっていないという事実によるものである。

さらに、韓国での調停および/または法定の調停に関しては、将来、韓国の政府機関がそのどちらを優先するのか不確実である。しかし、韓国での調停手続を改善するには、とりあえず、各タイプの手続を規律する個別的法律ではなく、すべての種類の調停に適用できる一般的な法律をもつことが實際上、必要である。